

平成22年度  
科学研究費補助金公募要領

(特別推進研究、基盤研究、挑戦的萌芽研究、若手研究 (S・A・B))

平成21年9月1日

独立行政法人日本学術振興会  
(<http://www.jsps.go.jp/>)

## はじめに

本公募要領は、平成22年度科学研究費補助金「特別推進研究、基盤研究、挑戦的萌芽研究、若手研究（S・A・B）」の公募内容や応募に必要な手続き等を記載したものであり、

- I 科学研究費補助金の概要
- II 公募の内容
- III 応募される方へ
- IV 既に採択されている方へ
- V 研究機関の方へ

により構成しています。

このうち、「II 公募の内容」においては、公募する研究種目に関する対象、応募総額及び研究期間等や応募から交付までのスケジュール等を記載しています。

また、「III 応募される方へ」、「IV 既に採択されている方へ」及び「V 研究機関の方へ」においては、それぞれ対象となる方に関する「応募に当たっての条件」や「必要な手続き」等について記載しています。

関係する方におかれましては、該当する箇所について十分ご確認願います。

なお、上記のとおり公募要領の構成を変更したほか、平成22年度における主な変更点は次のとおりです。

## ＜平成22年度における主な変更点＞

- ① 「若手研究（S・A・B）」について、「研究計画最終年度前年度応募」を導入しました。（9頁）

若手研究から基盤研究への研究計画の移行が円滑に図られるように、「重複応募制限」を緩和し、若手研究（S・A・B）に「研究計画最終年度前年度応募」を導入しました。
- ② 「若手研究（S・A・B）」について、「受給回数制限」を導入しました。（9頁）

若手研究（S・A・B）を通じて受給回数を2回までとする回数制限を導入しました。なお、平成25年度公募までの間、経過措置を設けています。
- ③ 「若手研究（スタートアップ）」の名称と応募資格者を変更する予定です。（9頁）

（注）詳細については、平成22年2月に通知を予定している公募要領を確認してください。
- ④ 「系・分野・分科・細目表」を一部変更しました。（28頁）

「科学研究費補助金における生命科学系3分野（がん、ゲノム、脳）への支援の在り方について（審議のまとめ）」（平成21年1月30日科学技術・学術審議会学術分科会科学研究費補助金審査部会）をもとに、科学研究費補助金審査部会において審議が行われ、生命科学系3分野（がん、ゲノム、脳）に関連する分科、細目の一部変更が決定されました。具体的な内容は以下のとおりです。

  - 1) 分野「総合領域」
    - ・分科「神経科学」を「脳神経科学」に変更
    - ・分科「脳神経科学」に細目「融合基盤脳科学、融合脳計測科学、融合社会脳科学」を追加
    - ・分科「腫瘍学」、細目「発がん、腫瘍生物学、腫瘍免疫学、腫瘍診断学、臨床腫瘍学、がん疫学・予防」を追加
  - 2) 分野「複合新領域」
    - ・分科「ゲノム科学」の細目を「ゲノム生物学、ゲノム医科学、システムゲノム科学、応用ゲノム科学」に変更
- ⑤ 重複制限についての説明を充実しました。

なお、「特別推進研究の研究分担者又は挑戦的萌芽研究の研究代表者」と「新学術領域研究（研究課題提案型）」の研究分担者との関係、及び「新学術領域研究（研究領域提案型）」の領域代表者（「総括班」の研究代表者）の一部について、「重複制限」の取扱いを変更しました。（12頁）
- ⑥ 「日本学術振興会科学研究費補助金事業電子申請システム」へのアクセスに「府省共通研究開発管理システム（e-Rad）」を活用することになりました。（11頁）
- ⑦ 競争的資金の適正な執行に関する説明を充実しました。（3頁）

# 目 次

I	科学研究費補助金の概要	1
1	科学研究費補助金の目的・性格	1
2	研究種目	1
3	文部科学省と独立行政法人日本学術振興会の関係	2
4	科研費に関するルール	2
5	「競争的資金の適正な執行に関する指針」	3
	(1) 不合理な重複及び過度の集中の排除	3
	(2) 不正使用、不正受給又は研究上の不正行為への対応	3
II	公募の内容	5
1	公募する研究種目	5
2	応募から交付までのスケジュール	5
	(1) 応募書類提出期限までに行うべきこと	5
	(2) 応募書類提出後のスケジュール（予定）	5
3	各研究種目の内容	6
	①特別推進研究	6
	②基盤研究（S）	6
	③基盤研究（A・B・C）	6
	④挑戦的萌芽研究	7
	⑤若手研究（S）	7
	⑥若手研究（A・B）	8
4	平成22年度公募からの「研究種目の内容」に関する変更点	9
	(1) 「若手研究（S・A・B）」について	9
	(2) 「若手研究（スタートアップ）」について	9
III	応募される方へ	11
1	応募の前に行っていただくべきこと	11
	(1) 応募資格の確認	11
	(2) 研究者情報のe-Radへの登録の確認	11
	(3) 電子申請システムを利用するためのID・パスワードの取得	12
	(4) 重複制限の確認	12
	①重複制限の設定に当たっての基本的考え方	12
	②重複応募の制限	12
	③受給制限のルール	14
	④その他の留意点	15
	⑤重複応募制限の特例（研究計画最終年度前年度の応募）	16
	別表1 重複制限一覧表	17
2	応募書類（研究計画調書）の作成・応募方法等	23
	(1) 電子申請システムを利用した応募	23
	(2) 研究計画調書の作成	23
	研究計画調書について	23
	研究計画調書の作成に当たって留意していただくべきこと	25
	①公募の対象とならない研究計画	25
	②研究組織	25
	③経費	26
	④審査希望分野の選定	27

別表 2	系・分野・分科・細目表	28
1	平成22年度科学研究費補助金 系・分野・分科・細目表	28
2	平成22年度科学研究費補助金 系・分野・分科・細目表の別表 (時限付き分科細目表)	30
別表 3	「系・分野・分科・細目表」付表キーワード一覧	33
IV	既に採択されている方へ	49
1	特別推進研究	49
2	特別推進研究以外の研究種目	49
V	研究機関の方へ	50
1	「研究機関」としてあらかじめ行っていただくべきこと	50
(1)	「研究機関」としての要件と指定・変更の手続き	50
(2)	所属する研究者の応募資格の確認	50
(3)	研究者情報のe-Radへの登録	50
(4)	研究機関に所属している研究者についてのID・パスワードの確認	51
(5)	研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準) に基づく体制整備等の実施状況についての報告	51
(6)	公募要領の内容の周知	52
2	応募書類(研究計画調書)のとりまとめに当たって確認していただく べきこと	53
(1)	応募資格の確認	53
(2)	研究者情報のe-Radへの登録の確認	53
(3)	研究代表者への確認	53
(4)	研究分担者承諾書の確認	53
3	応募書類(研究計画調書)のとりまとめ	54
(1)	研究計画調書の確認	54
(2)	研究計画調書の様式等	54
4	応募書類(研究計画調書)の提出等	55
	電子申請手続の概要	55
(参考1)	審査等	56
1	審査	56
2	審査の方法・着目点等	56
3	審査結果の通知	56
(参考2)	科学研究費補助金取扱規程	57
(参考3)	独立行政法人日本学術振興会科学研究費補助金(基盤研究等)取扱要領	64
(参考4)	平成21年度科学研究費補助金の配分状況等	71
1	平成21年度科学研究費補助金の配分状況	71
2	予算額等の推移	73
	問い合わせ先	74

【参考】別冊は、以下の内容となっておりますので参照してください。

＜ 別 冊 ＞

平成22年度科学研究費補助金公募要領（特別推進研究、基盤研究、挑戦的萌芽研究、若手研究（S・A・B））（応募書類の様式・記入要領）

1 研究計画調書

(1) 特別推進研究

研究計画調書等作成・記入要領（新規・継続）

＜前半部分・応募情報（Web入力項目）＞

応募情報（Web入力項目）（画面イメージ）

＜後半部分・応募内容ファイル＞

様式S-1-1（1） 研究計画調書（「特別推進研究」新規・英語版）

様式S-1-1（2） 研究計画調書（「特別推進研究」新規・日本語版）

様式S-1-2 研究計画調書（「特別推進研究」継続）

(2) 特別推進研究以外の研究種目

＜前半部分・応募情報（Web入力項目）＞

応募情報（Web入力項目）（基盤研究、挑戦的萌芽研究、若手研究（S・A・B））  
作成・入力要領

応募情報（Web入力項目）（画面イメージ）

＜後半部分・応募内容ファイル＞（研究計画調書作成・記入要領、研究計画調書様式）

様式S-1-6 研究計画調書（「基盤研究（S）」新規）

様式S-1-7 研究計画調書（「基盤研究（A・B）（一般）」新規）

様式S-1-8 研究計画調書（「基盤研究（C）（一般）」新規）

様式S-1-9 研究計画調書（「基盤研究（A・B）（海外学術調査）」新規）

様式S-1-10 研究計画調書（「挑戦的萌芽研究」新規）

様式S-1-11 研究計画調書（「若手研究（S）」新規）

様式S-1-12 研究計画調書（「若手研究（A・B）」新規）

様式S-1-13 研究計画調書（継続）

2 研究分担者承諾書

様式C-1-1 研究分担者承諾書（他機関用）

様式C-1-2 研究分担者承諾書（同一機関用）

3 補助事業完了届

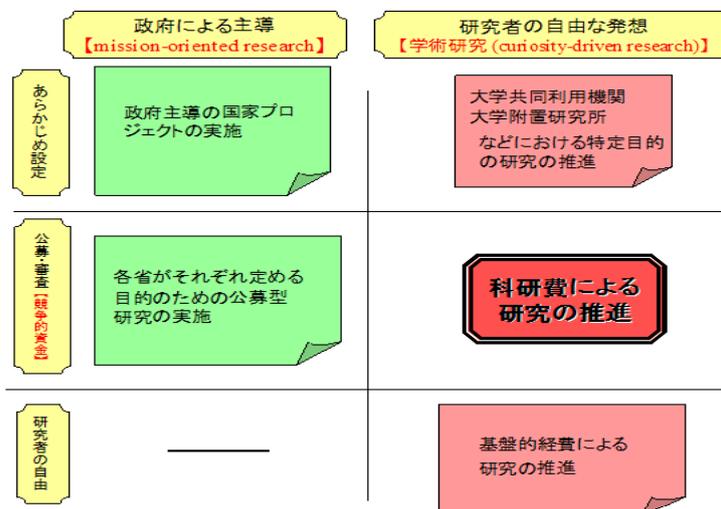
様式U-1 平成21年度科学研究費補助金の補助事業完了届

# I 科学研究費補助金の概要

## 1 科学研究費補助金の目的・性格

科学研究費補助金（科研費）は、人文・社会科学から自然科学まで全ての分野にわたり、基礎から応用までのあらゆる「学術研究」（研究者の自由な発想に基づく研究）を格段に発展させることを目的とする「競争的資金」であり、ピア・レビュー（専門分野の近い複数の研究者による審査）により、豊かな社会発展の基盤となる独創的・先駆的な研究に対する助成を行うものです。

＜政府による研究推進の分類と「科研費」の位置づけ＞



※ 科研費（1,970億円）は、政府全体の競争的資金（約4,913億円）の約40%を占めています。

## 2 研究種目

研究機関が研究者に代わってその管理及び諸手続を行うものは、次の研究種目です。

研究種目等	研究種目の目的・内容
科学研究費	
特別推進研究	国際的に高い評価を得ている研究であって、格段に優れた研究成果をもたらす可能性のある研究（期間3～5年、1課題5億円程度を目安とするが、制限は設けない）
特定領域研究	我が国の学術研究分野の水準向上・強化につながる研究領域、地球規模での取組が必要な研究領域、社会的要請の特に強い研究領域を特定して機動的かつ効果的に研究の推進を図る（期間3～6年、単年度当たりの目安1領域 2千万円～6億円程度）
新学術領域研究	（研究領域提案型） 研究者又は研究者グループにより提案された、我が国の学術水準の向上・強化につながる新たな研究領域について、共同研究や研究人材の育成等の取り組みを通じて発展させる（期間5年、単年度当たりの目安1領域 1千万円～3億円程度） （研究課題提案型） 確実な研究成果が見込めるとは限らないものの、当該研究課題が進展することにより、学術研究のブレークスルをもたらす可能性のある、革新的・挑戦的な研究（期間3年、単年度当たり1千万円程度）
基盤研究	（S）1人又は比較的少人数の研究者が行う独創的・先駆的な研究（期間原則5年、1課題5,000万円以上2億円程度まで） （A）（B）（C）1人又は複数の研究者が共同して行う独創的・先駆的な研究（期間3～5年） （応募総額によりA・B・Cに区分） （A）2,000万円以上5,000万円以下 （B）500万円以上2,000万円以下 （C）500万円以下
挑戦的萌芽研究	独創的な発想に基づく、挑戦的で高い目標設定を掲げた芽生え期の研究（期間1～3年、1課題500万円以下）
若手研究	（S）42歳以下の研究者が1人で行う研究（期間5年、1課題概ね3,000万円以上1億円程度まで） （A）（B）39歳以下の研究者が1人で行う研究（期間2～4年、応募総額によりA・Bに区分） （A）500万円以上3,000万円以下 （B）500万円以下 （スタートアップ）研究機関に採用されたばかりの研究者が1人で行う研究（期間2年、年間150万円以下）
奨励研究	教育・研究機関の職員、企業の職員又はこれら以外の者で科学研究を行っている者が1人で行う研究
特別研究促進費	緊急かつ重要な研究課題の助成、研究助成に関する実験的試行
研究成果公開促進費	
学術図書	個人又は研究者グループ等が、学術研究の成果を公開するために刊行する学術図書の助成
データベース	個人又は研究者グループ等が作成するデータベースで、公開利用を目的とするものの助成
特別研究員奨励費	日本学術振興会の特別研究員（外国人特別研究員を含む）が行う研究の助成（期間3年以内）
学術創成研究費	科学研究費補助金等による研究のうち特に優れた研究分野に着目し、当該分野の研究を推進する上で特に重要な研究課題を選定し、創造性豊かな学術研究の一層の推進を図る（推薦制 期間5年）

※このほか、「研究成果公開促進費」の中に研究成果公開発表（B・C）や学術定期刊行物の応募区分があります。

### 3 文部科学省と独立行政法人日本学術振興会の関係

平成10年度までは、文部省（現文部科学省）においてすべての研究種目の公募・審査・交付業務が行われていましたが、平成11年度から日本学術振興会への移管を開始しています。現時点での公募・審査・交付業務は、次のように行われており、今後も徐々に、移管が進められる予定です。

研究種目	応募・審査 (公募要領の作成主体、応募書類の提出先)	交付 (交付内定・決定通知を行う主体、 交付申請書・各種手続き書類等の提出先)
<b>第1種科研費</b>		
特定領域研究、新学術領域研究 特別研究促進費、 研究成果公開促進費(研究成果公开发表(B・C))	文部科学省	文部科学省
<b>第2種科研費</b>		
特別推進研究、若手研究(A・B)	日本学術振興会	文部科学省
<b>第3種科研費</b>		
基盤研究、挑戦的萌芽研究、 若手研究(S・スタートアップ)、 奨励研究、研究成果公開促進費(学術定期刊行 物、学術図書、データベース)、 特別研究員奨励費、学術創成研究費	日本学術振興会	日本学術振興会

※平成21年9月現在

### 4 科研費に関するルール

- (1) 科研費は、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）」、「科学研究費補助金取扱規程（文部省告示）」、「独立行政法人日本学術振興会科学研究費補助金（基盤研究等）取扱要領（平成15年規程第17号）」等の適用を受けるものです。
- (2) 科研費には次の3つのルールがあります。
  - ①応募ルール：応募・申請に関するルール
  - ②評価ルール：事前評価（審査）・中間評価・事後評価・研究進捗評価に関するルール
  - ③使用ルール：交付された科研費の使用に関するルール
- (3) 科研費の3つのルールは、第1種科研費、第2種科研費、第3種科研費ごとに次のように適用されます。

	応募ルール	評価ルール	使用ルール
第1種科研費	文部科学省 公募要領	文部科学省 科学研究費補助金における評価に関する規程 科学研究費補助金「新学術領域研究」の審査要綱	文部科学省 【研究者向け】 補助条件 【研究機関向け】 科学研究費補助金の使用について各研究機関が行うべき事務等
第2種科研費	日本学術振興会 公募要領	日本学術振興会 科学研究費補助金（基盤研究等）における審査及び評価に関する規程	日本学術振興会 【研究者向け】 補助条件 【研究機関向け】 科学研究費補助金の使用について各研究機関が行うべき事務等
第3種科研費			

- (4) 科研費は、国民の貴重な税金等でまかなわれています。科研費の交付を受ける研究者には、法令及び研究者使用ルール（補助条件）にしたがい、これを適正に使用する義務が課せられています。このため、交付申請時には、補助金の不正な使用等を行わないことを確認します。  
また、科研費の適正な使用に資する観点から、補助金の管理は、研究者が所属する研究機関がこ

れを行うこととされており、各研究機関が行うべき事務（機関使用ルール）が定められています。採択後にこれらのルールが適用されることを十分ご理解の上、応募してください。

(5) 補助金の使用に当たっての留意点

応募に当たっては、研究期間を通じた一連の計画を作成し提出していただきますが、採択後の研究活動は、当該研究期間における各年度の補助事業として取り扱いますので、例えば、補助事業の年度と異なる年度の経費の支払いに対して科研費を使用することはできません。

なお、当該年度の補助事業が、交付決定時には予想し得なかったやむを得ない事由に基づき、年度内に完了しない見込みとなった場合には、文部科学大臣を通じて財務大臣へ繰越承認要求を行い、財務大臣の承認を得た上で、当該経費を翌年度に繰り越して使用することができます。

(6) 関係法令等に違反した場合の取り扱い

応募書類に記載した内容が虚偽であったり、関係法令・指針等に違反し、研究計画を実施した場合には、補助金の交付をしないことや、補助金の交付を取り消すことがあります。

## 5 「競争的資金の適正な執行に関する指針」

「競争的資金の適正な執行に関する指針」（平成17年9月9日競争的資金に関する関係府省連絡会申し合わせ）は、競争的資金について、不合理な重複・過度の集中の排除、不正受給・不正使用及び研究論文等における研究上の不正行為に関するルールを関係府省において申し合わせるものです。

科研費を含む競争的資金の執行に当たっては、この指針に基づき、適切に対処しますので、以下の点に留意してください。

(1) 不合理な重複及び過度の集中の排除

- ① 府省共通研究開発管理システム（e-Rad）を活用し、「不合理な重複又は過度の集中」（注）の排除を行うために必要な範囲で、応募内容の一部に関する情報を、他府省を含む他の競争的資金担当課（独立行政法人等である配分機関を含む。）間で共有することになります。

そのため、複数の競争的資金に応募する場合（科研費における複数の研究種目に応募する場合を含む。）等には、研究課題名についても不合理な重複に該当しないことがわかるように記入するなど、研究計画調書の作成に当たって十分留意してください。

不合理な重複又は過度の集中が認められた場合には、補助金を交付しないことがあります。

科研費では、従前より審査過程において「不合理な重複又は過度の集中に該当しないか」を確認していますが、今般、財務省「平成21年度予算執行調査」において、「類似の研究課題での科研費の受給が制限されるという取組の徹底」が求められたことも踏まえ、あらためて周知を徹底するものです。

- ② 研究計画調書の作成に当たり、他府省を含む他の競争的資金等の応募・受入状況の記入内容（研究費の名称、研究課題名、研究期間、エフォート等）について、事実と異なる記載をした場合は、研究課題の不採択、採択取消し又は減額配分とすることがあります。

なお、「世界トップレベル研究拠点プログラム」における拠点形成のための活動に要するエフォート等についても、研究計画調書に記入する必要がありますので、記入に当たっては「平成22年度科学研究費補助金研究計画調書作成・記入要領」を確認してください。

(2) 不正使用、不正受給又は研究上の不正行為への対応

- ① 科研費に関する不正な使用、不正な受給又は不正行為を行った研究者等については、一定期間、補助金を交付しないこととしています。（詳細については、「(参考2) 科学研究費補助金取扱規程」（57～63頁）を参照してください。）

また、科研費以外の競争的資金（他府省所管分を含む。）で不正な使用、不正な受給又は不正行為を行い、一定期間、当該資金の交付対象から除外される研究者についても、当該一定期間、科研費を交付しないこととしています。

なお、これらに該当する研究者については、他府省を含む他の競争的資金担当課（独立行政法人等である配分機関を含む。）に当該不正な使用、不正な受給又は不正行為の概要（研究機関等における調査結果の概要、関与した者の氏名、所属機関、研究課題、予算額、研究年度、不正の内容、講

じられた措置の内容等)を提供することにより、他の競争的資金への応募についても制限される場合があります。

- ② 科研費による研究論文・報告書等において、不正行為があったと認定された場合、当該補助金について、不正行為の悪質性等を考慮しつつ、交付した補助金の全部又は一部の返還を求めることがあります。

また、不正行為に関与したとまでは認定されなかったものの、当該論文・報告書等の責任者としての注意義務を怠ったこと等により一定の責任があるとされた者についても、上記①と同様の取り扱いとなります。

(注) 不合理な重複及び過度の集中の排除

「競争的資金の適正な執行に関する指針」-抜粋-

(平成17年9月9日競争的資金に関する関係府省連絡会申し合わせ(平成21年3月27日改正))

2. 不合理な重複・過度の集中の排除

(1) 不合理な重複・過度の集中の考え方

- ① この指針において「不合理な重複」とは、同一の研究者による同一の研究課題(競争的資金が配分される研究の名称及びその内容をいう。以下同じ。)に対して、複数の競争的資金が不必要に重ねて配分される状態であって、次のいずれかに該当する場合をいう。

- 実質的に同一(相当程度重なる場合を含む。以下同じ。)の研究課題について、複数の競争的資金に対して同時に応募があり、重複して採択された場合
- 既に採択され、配分済の競争的資金と実質的に同一の研究課題について、重ねて応募があった場合
- 複数の研究課題の間で、研究費の用途について重複がある場合
- その他これらに準ずる場合

- ② この指針において「過度の集中」とは、同一の研究者又は研究グループ(以下「研究者等」という。)に当該年度に配分される研究費全体が、効果的、効率的に使用できる限度を超え、その研究期間内で使い切れないほどの状態であって、次のいずれかに該当する場合をいう。

- 研究者等の能力や研究方法等に照らして、過大な研究費が配分されている場合
- 当該研究課題に配分されるエフォート(研究者の全仕事時間に対する当該研究の実施に必要とする時間の配分割合(%))に比べ、過大な研究費が配分されている場合
- 不必要に高額な研究設備の購入等を行う場合
- その他これらに準ずる場合

## II 公募の内容

### 1 公募する研究種目

今回、日本学術振興会が公募する研究種目は次のとおりです。

- (1) 第2種科研費（特別推進研究、若手研究（A・B））
- (2) 第3種科研費（基盤研究、挑戦的萌芽研究、若手研究（S））

### 2 応募から交付までのスケジュール

#### (1) 応募書類提出期限までに行うべきこと

研究代表者は所属研究機関と十分連携し、適切に対応してください。

日 時	研究代表者の行う手続 (詳細は、「Ⅲ 応募される方へ」、「Ⅳ 既に採択されている方へ」を熟読の上、各種手続きに遺漏のないよう留意すること)	研究機関が行う手続 (詳細は、「Ⅴ 研究機関の方へ」を熟読の上、各種手続きに遺漏のないよう留意すること)
平成21年 9月1日(火)～ 公募開始	①所属する研究機関から付与された府省共通研究開発管理システム(e-Rad)の「ID・パスワード」により、電子申請システムにアクセスし、応募書類を作成  ↓ ②所属する研究機関が設定する提出(送信)期限までに、当該研究機関に応募書類を提出(送信)	ア)府省共通研究開発管理システム(e-Rad)運用担当からe-Radの「研究機関用の電子証明書及びID・パスワード」を取得(既に取得済の場合を除く) ※ID・パスワードの発行に2週間程度必要。 イ)e-Radへの研究者情報の登録等 ウ)研究代表者に「ID・パスワード」を発行(既に発行済みの場合を除く) エ)ガイドラインに基づく体制整備等の実施状況報告書の提出  オ)応募書類の提出(送信)
<b>11月10日(火)</b> <b>午後4時30分</b> <b>提出期限</b>		

注1) 研究代表者が所属する研究機関に応募書類を提出(送信)した後(上記「研究代表者の行う手続」②)、当該研究機関は応募書類提出期限までに、日本学術振興会に応募書類を提出(送信)しなければなりません(上記「研究機関が行う手続」オ)。

については、「応募書類の作成・応募方法等」(23頁～27頁)等を確認していただくとともに、研究機関が指定する応募手続き等(研究機関内における応募書類の提出期限等)について、研究機関の事務担当者に確認してください。

注2) 上記「研究機関が行う手続」のうちア)～ウ)については、必要に応じ行うこととなります。

なお、研究者が科研費に応募するに当たっては、事前に、所属する研究機関から府省共通研究開発管理システム(e-Rad)に研究者情報が登録されていない必要があります。府省共通研究開発管理システム(e-Rad)への登録は研究機関が行うこととなりますので、応募を予定している研究者は、その登録状況について研究機関の事務担当者に十分確認してください。

また、研究機関は、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドラインに基づく体制整備等の実施状況報告書」を提出しなければなりません(「研究機関が行う手続」エ))。提出がない場合には、当該研究機関に所属する研究者の応募が認められません。

#### (2) 応募書類提出後のスケジュール(予定)

特別推進研究	基盤研究(S)、若手研究(S)	基盤研究(A・B・C)、挑戦的萌芽研究、若手研究(A・B)
平成21年12月～ 平成22年4月 審査 平成22年4月下旬 交付内定 5月中旬 交付申請 6月中旬 交付決定 6月下旬 補助金の送金	平成21年12月～ 平成22年5月 審査 平成22年5月下旬 交付内定 6月中旬 交付申請 6月下旬 交付決定 7月上旬 補助金の送金	平成21年12月～ 平成22年3月 審査 平成22年4月上旬 交付内定 4月下旬 交付申請 6月中旬 交付決定 6月下旬 補助金の送金

### 3 各研究種目の内容

#### ① 特別推進研究

- ア) 対 象 国際的に高い評価を得ている研究をより一層推進するために、研究費を重点的に交付することにより、格段に優れた研究成果が期待される一人又は比較的少人数の研究者で組織する研究計画
- イ) 応募総額（研究期間全体での総額。以下同じ）  
1 研究課題の応募金額の総額は、5億円程度までを目安とするが、制限は設けません。  
※ 応募総額の目安について  
原則総額5億円程度、年間1億円程度までとしますが、真に必要な場合に限り、それを超える応募も可能です。  
※ 応募金額の総額が5億円を超える研究計画の取り扱い  
必要とする理由を研究計画調書の該当欄に詳細に記入していただき、その適切性等について、特に厳正な審査を行います。
- ウ) 研究期間 3～5年間
- エ) 採択予定課題数 おおむね十数件程度（極めて厳選されたもの）

#### ② 基盤研究（S）

- ア) 対 象 一人又は比較的少人数の研究者で組織する研究計画であって、これまでの研究成果を踏まえて、さらに独創的、先駆的な研究を格段に発展させるための研究計画
- イ) 応募総額 5,000万円以上 2億円程度まで
- ウ) 研究期間 原則として5年間
- エ) 留意事項 ① 研究代表者の交替は、研究代表者が欠けた場合を除き、認めません。  
② 定年等により退職し、研究機関を離れることが予想される場合等には、例外として、3年間又は4年間の研究期間であっても差し支えありません。

#### ③ 基盤研究（A・B・C）

- ア) 対 象 一人又は複数の研究者で組織する研究計画であって、独創的、先駆的な研究を格段に発展させるための研究計画
- イ) 応募総額 応募総額により次の3種類に区分
- | 区 分     | 応 募 総 額             | 審査区分      |
|---------|---------------------|-----------|
| 基盤研究（A） | 2,000万円以上 5,000万円以下 | 一般・海外学術調査 |
| 基盤研究（B） | 500万円以上 2,000万円以下   | 一般・海外学術調査 |
| 基盤研究（C） | 500万円以下             | 一般        |
- ウ) 研究期間 3～5年間

- エ) 審査区分 応募する研究計画の性格により、審査の観点が異なるので、以下の審査区分から1つを選択して応募してください。

#### 審査区分「一般」

この審査区分により応募できるのは、**基盤研究（A・B・C）**であり、特色ある研究を格段に発展させるためのものを対象としています。

審査区分「海外学術調査」の対象となる研究計画以外は、すべてこの審査区分に応募してください。

#### 審査区分「海外学術調査」

この審査区分により応募できるのは、**基盤研究（A・B）**に限られ、研究の対象及び方法において、主たる目的が、国外の特定地域におけるフィールド調査、観測又は資料収集を行うものを対象としています。

フィールド調査等を主たる目的としない場合は、審査区分「一般」に応募してください。また、この審査区分では、設備備品は、少額なパソコン等を除き、海外での調査、観測又は資料収集に直接使用するものに限りま

### ④ 挑戦的萌芽研究

- ア) 対象 一人又は複数の研究者で組織する研究計画であって、独創的な発想に基づく、挑戦的で高い目標設定を掲げた芽生え期の研究
- イ) 応募総額 500万円以下
- ウ) 研究期間 1～3年間
- エ) 留意事項 平成20年度に「萌芽研究」として新規採択された研究課題は、平成22年度は「挑戦的萌芽研究」として取り扱います。

### ⑤ 若手研究（S）

- ア) 対象 平成22年4月1日現在で42歳以下の研究者（昭和42年4月2日以降に生まれた者）が一人で行う研究計画であって、これまでの成果を踏まえ、自ら組織（※）を率いて研究を推進することにより、格段の発展が期待できる優れた着想を持つ研究計画
- （※）研究代表者が、研究計画を遂行するために研究協力者（若手の研究者、大学院生、海外共同研究者、研究を補助する者等）と構成するチーム
- （注）若手研究（S）を受給できる回数は1回限りですので、ご注意ください。
- イ) 応募総額 概ね3,000万円以上1億円程度まで
- ウ) 研究期間 5年間
- エ) 採択予定課題数 30件程度（極めて厳選されたもの）
- オ) 留意事項 平成22年度公募から、「研究計画最終年度前年度の応募」及び「受給回数制限」を導入しました。詳細については9頁を確認してください。

## ⑥ 若手研究（A・B）

ア) 対 象 平成22年4月1日現在で39歳以下の研究者（昭和45年4月2日以降に生まれた者）が一人で行う研究計画であって、将来の発展が期待できる優れた着想を持つ研究計画

イ) 応募総額 応募総額により次の2種類に区分

区 分	応 募 総 額
若手研究（A）	500万円以上 3,000万円以下
若手研究（B）	500万円以下

ウ) 研究期間 2～4年間

エ) 留意事項 平成22年度公募から、「研究計画最終年度前年度の応募」及び「受給回数制限」を導入しました。詳細については9頁を確認してください。

## 4 平成22年度公募からの「研究種目の内容」に関する変更点

### (1) 「若手研究 (S・A・B)」について

若手研究者が、できるだけ早い段階で、より円滑に科研費の中核である基盤研究に移行していくことができるよう、また、できる限り多くの若手研究者に対して若手研究による支援を受ける機会を確保することができるよう、若手研究 (S・A・B) について、次の措置を行うこととしました。

#### ① 「研究計画最終年度前年度の応募」の導入

平成22年度公募から、若手研究のうち研究期間が4年以上の研究課題については、「研究計画最終年度前年度の応募」を可能としました。

このため、平成19年度に採択された「若手研究 (A・B)」の研究課題のうち研究期間が4年の研究課題については、平成21年度が研究期間の3年度目に当たりますので、平成22年度公募において、「研究計画最終年度前年度の応募」を行うことができます。

なお、研究計画最終年度前年度の応募により、新たに応募することのできる研究種目は、「基盤研究」のみとなりますので、ご注意ください。(「研究計画最終年度前年度の応募」については、16頁参照)

#### ② 「受給(注)回数制限」の導入と経過措置

平成22年度公募から、若手研究 (S・A・B) を通じた受給回数の制限を導入することとし、若手研究 (S・A・B) を通じて、2回までに限り補助金を受給することができることとします。具体的には、若手研究 (S・A・B) のいずれかの研究種目における研究を年齢制限の範囲内で応募し、2回受給することができます。ただし、若手研究 (S) を受給することができる回数は1回限りとします。

また、平成25年度公募までの間、次の経過措置を設けることとします。

- 既に若手研究 (S・A・B) の受給回数が2回以上の場合であっても、年齢制限の範囲内であれば、若手研究 (S・A・B) のいずれかの研究種目を1回受けることができる。

(注) ここでいう「受給」とは、若手研究 (S・A・B) として採択され、「交付決定を受けること」をいいます。

また、研究期間が複数年度にわたる研究課題については、同一の課題番号で複数回交付決定を受けた場合であっても「受給回数1回」とします。

したがって、例えば、研究者Aが「若手研究 (B) (課題番号: 15\*\*\*\*\*)」で平成15年度から平成16年度に研究を行い、かつ、「若手研究 (A) (課題番号: 18\*\*\*\*\*)」で平成18年度から平成21年度に研究を行っている場合は、「受給回数2回」ということとなります。

なお、次の場合は、いずれも「受給回数1回」とします。

- ・ 交付決定を受けた後、研究期間の途中で交付申請の辞退又は研究廃止をした場合
- ・ 平成18年度科学研究費補助金「特別研究促進費 (年複数回応募の試行)」のうち「若手研究」相当の研究計画として応募し、採択され、交付決定を受けた場合

(参考) 次の場合には「受給回数」に含まれませんので御留意下さい。

- ・ 新規応募研究課題の交付内定を受けた後、交付申請を辞退し、交付決定を受けなかった場合 (交付申請を留保した後、辞退する場合も含む) には「受給回数」に含めません。
- ・ 平成14年度に「若手研究 (B)」の継続研究課題 (平成13年度に「奨励研究 (A)」として新規採択された課題で、研究課題番号が「13\*\*\*\*\*)」となっているもの) については、交付決定を受けたとしても「受給回数」に含めません。

### (2) 「若手研究 (スタートアップ)」について

若手研究 (スタートアップ) については、研究活動をスタート (あるいは再スタート) しようとする者の支援であり、そのような目的の研究種目であることを明確にするため、平成22年度公募から、以下のとおり変更する予定です。

## ①研究種目の名称を「研究活動スタート支援（仮称）」に変更

## ②応募資格者の変更

応募資格者については、

- 1) 文部科学省及び日本学術振興会が平成21年9月に公募を行う研究種目(注)の応募締切日(平成21年11月10日)の翌日以降に科学研究費補助金の応募資格を得たため、当該研究種目に応募できなかった者
- 2) 平成21年度に産前産後の休暇又は育児休業を取得していたため、文部科学省及び日本学術振興会が平成21年9月に公募を行う研究種目(注)に応募できなかった者とする予定です。  
このため、平成21年度「若手研究(スタートアップ)」の不採択者は、平成22年度の「研究活動スタート支援(仮称)」に応募することができません。  
なお、詳細については、平成22年2月に公募を予定している公募要領を確認してください。

(注)平成22年度科学研究費補助金のうち「新学術領域研究」、「特定領域研究」、「特別推進研究」、「基盤研究」、「挑戦的萌芽研究」及び「若手研究(S・A・B)」のことをいいます。